

任継 記番号	900	常務理事	事務長	課長	担当者
資格取得年月日	R . .				
資格喪失予定年月日	R . .				
標準報酬月額	千円				

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

被 保 険 者 情 報	在職時の被保険者	記号 番号	氏名	フリガナ	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所	〒			
	電話番号(日中連絡先)	-	-	携帯	- -

勤務していた事業所の	名称	所在地			
資格取得年月日(入社日)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	資格喪失年月日(退職日の翌日)	令和	年 月 日
資格喪失時の標準報酬月額	千円				

保険料の納付方法	<input type="checkbox"/> 毎月納付 <input type="checkbox"/> 6ヶ月前納 <input type="checkbox"/> 12ヶ月前納	※次月以降の保険料の納付方法について、希望するものにチェックをしてください。 記入がない場合は毎月納付とします
資格確認書発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要 ※資格確認書の発行が必要な場合は「資格確認書(再)交付申請書」を添付	資格確認書の発行が必要な場合は□に✓を入れてください。 ※以下に該当する場合に限り ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカード返納者 ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

申請期限内に申請することができなかったときはその事由	
----------------------------	--

申請の手続きは、資格喪失した日(退職日の翌日)より20日以内に行ってください。

期限経過後に申請があり、その遅延事由が正当なものでない場合、被保険者として適用することができませんのでご注意ください。

必要書類

- 「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」
- 初月の保険料(金額については事前に当組合までお問い合わせください)
- 被扶養者がいる場合「健康保険被扶養者異動届」
収入のある方は、給与明細直近3ヶ月分のコピー・年金額通知書のコピー等を添付

をそろえて現金書留にて送付してください。

受付印

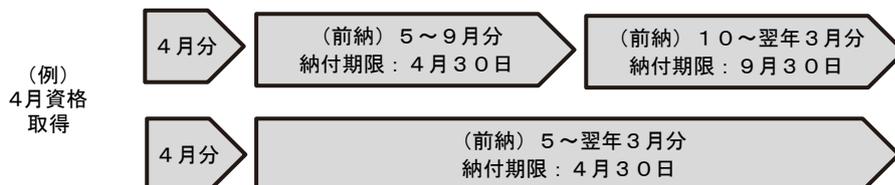
※手続き前に国民健康保険の保険料等と比較検討をお願いします。

兵庫県建築健康保険組合

受付印

※保険料の納付方法について

- ・毎月納付 ⇒ ・ 毎月初めに当組合より納付書を送付いたしますので、**10日**(10日が土日祝日の場合は、翌営業日)までに金融機関(ATM可)でお振込みください。(納付の際にかかる手数料は別途ご負担ください)
※納付期限までに保険料を納付されなかった場合は、資格を喪失します。*
- ・前納 ⇒ ・ 保険料は年度を単位として一括して先に納付することができます。*
(6ヶ月、12ヶ月) 保険料の割引があり、納付の手間が省けるほか、納め忘れを防ぐことができます。



※資格取得時の前納は資格取得月の末日(末日が土日祝日の場合は翌営業日)までに納付することにより前納となるため、申請時期によっては前納することができない場合があります。

※資格取得日の属する月の月末までに翌月分からの前納ができます。*

【任意継続制度に加入するための条件】

- ・資格喪失年月日の前日(退職日)までに継続して**2ヶ月以上**の被保険者期間があること。(前に加入していた任意継続被保険者期間は含まれません。)*
- ・資格喪失日(退職日の翌日)から**20日以内**に、当組合へ申請書を提出(**必着**)すること。提出期限が土日祝日など当健康保険組合の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。*
退職日より前のご提出はできません。

【任意継続被保険者の加入期間】

任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから**2年間**です。

ただし、以下の理由に該当したときは、2年を経過しなくても任意継続被保険者の資格を喪失します。

- (1) 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき*
- (2) 就職等により、健康保険等の被保険者となったとき*
- (3) 被保険者の方が亡くなられたとき*
- (4) 被保険者の方が後期高齢者医療制度の被保険者となったとき*
- (5) 被保険者の方から資格喪失したい旨の申し出があったとき*

《被扶養者異動届添付書類》

- ・収入を証明する書類*
給与明細(直近3ヶ月分)のコピー、直近の年金額改定(振込)通知のコピー、確定申告書のコピー等
- ・学生証のコピー又は在学証明書(高校生以上の学生)
- ・仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類(別居の場合) ※16歳未満および16歳以上の屋間の学生は添付不要。
現況届、預金通帳等のコピー(振込の場合)、現金書留控えのコピー(送金の場合)*
- ・収入がない人の扶養理由申立書 ※15歳以上(学生・配偶者を除く)で現在収入が無い方のみ作成してください。

《資格確認書の発行要否》

※以下に該当する場合には限りません。

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者